

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2010～2015年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2010年度	1,950	1,089	27	45
2011年度	1,443	653	26	41
2012年度	1,008	431	17	9
2013年度	887	465	19	13
2014年度	1,049	434	20	14
2015年度	968	502	16	13

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2010年度	1,945	1,737	89.3%
2011年度	1,427	1,274	89.3%
2012年度	998	897	89.9%
2013年度	867	758	87.4%
2014年度	1,032	926	89.7%
2015年度	950	859	90.4%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

## 「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	836	460	14	10
2016年4月～6月	223	110	6	4
2016年7月～9月	219	124	0	0
2016年10月～12月	210	114	4	4
2017年1月～3月	184	112	4	1
2017年度	1,407	883	18	16
2017年4月～6月	260	171	3	2
2017年7月～9月	274	170	4	2
2017年10月～12月	361	238	6	8
2018年1月～3月	512	304	5	4
2018年度	1,709	1,248	29	42
2018年4月～6月	357	261	8	14
2018年7月～9月	449	283	7	2
2018年10月～12月	517	426	9	15
2019年1月～3月	386	278	5	10
2019年度	290	230	1	0
2019年4月～6月	290	230	1	0
2019年7月～9月				
2019年10月～12月				
2020年1月～3月				

## 2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	819	726	88.6%
2016年4月～6月	221	194	87.8%
2016年7月～9月	216	188	87.0%
2016年10月～12月	208	181	87.0%
2017年1月～3月	174	163	93.7%
2017年度	1,359	1,200	88.3%
2017年4月～6月	255	226	88.6%
2017年7月～9月	261	239	91.6%
2017年10月～12月	353	305	86.4%
2018年1月～3月	490	430	87.8%
2018年度	1,508	1,375	91.2%
2018年4月～6月	333	288	86.5%
2018年7月～9月	430	386	89.8%
2018年10月～12月	453	414	91.4%
2019年1月～3月	292	287	98.3%
2019年度	59	52	88.1%
2019年4月～6月	59	52	88.1%
2019年7月～9月			
2019年10月～12月			
2020年1月～3月			

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

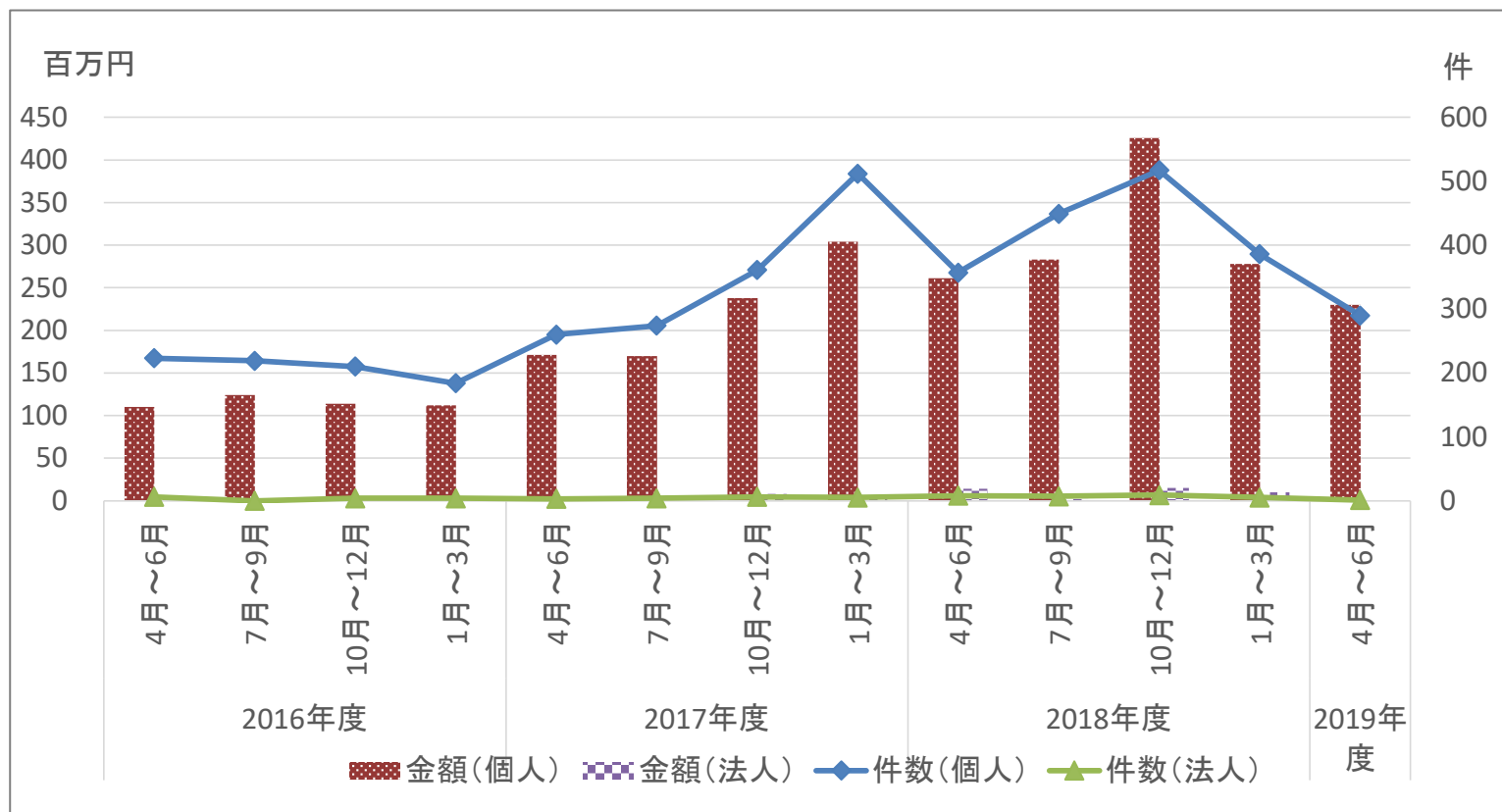
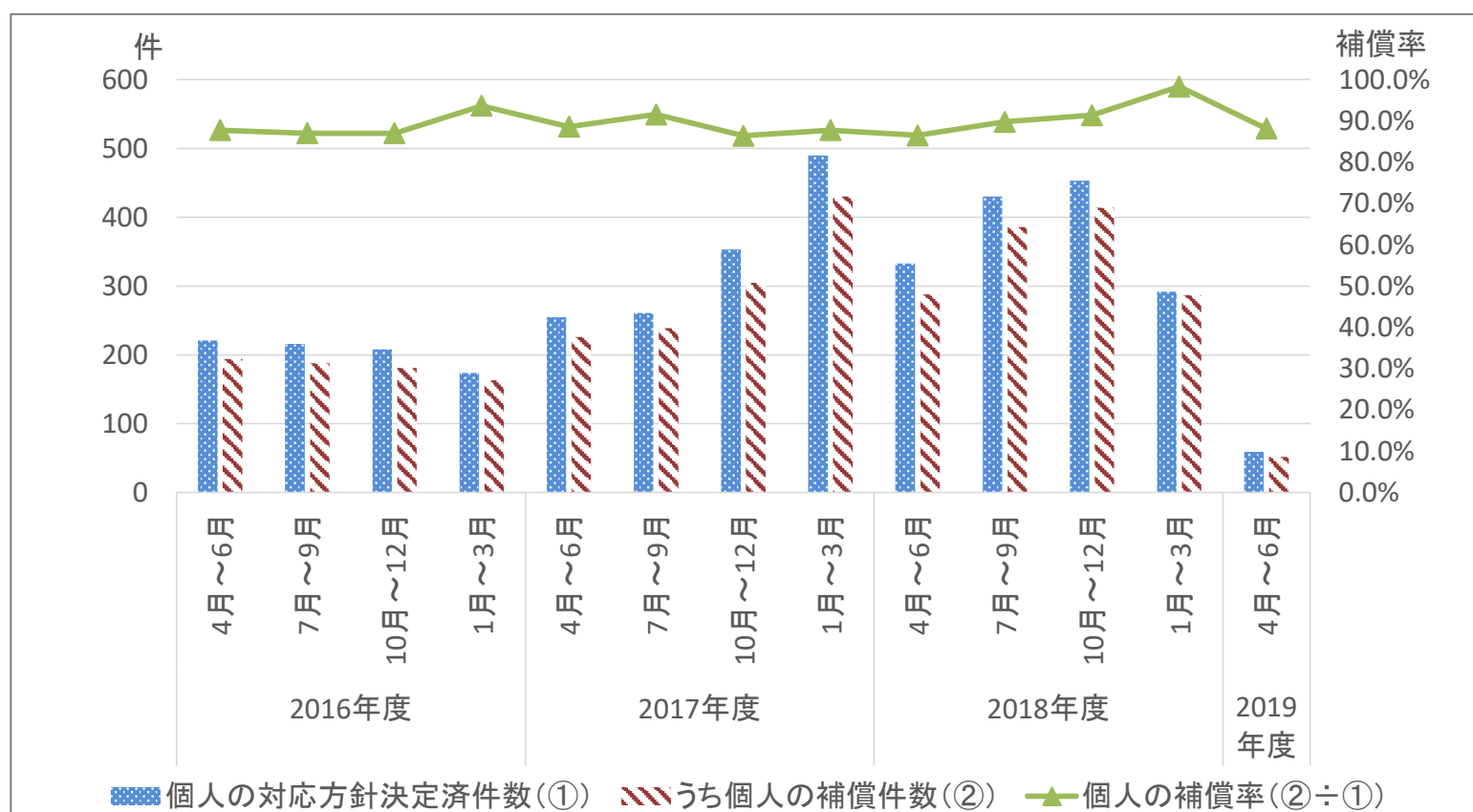


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上